

中小企業信用保険法第2条第5項第1号（セーフティネット保証1号）の規定による認定申請について

【対象要件】

- 1 申請する中小企業者が、法人事業者の場合は本店登記の所在地、個人事業者の場合は主たる事業所の所在地が久喜市であること。
- 2 以下のいずれかに該当していること。
 - I. 申請者が、当該申請の時点において法第2条第5項第1号の規定による経済産業大臣の指定を受けた者(再生手続開始申立等事業者)に対して50万円以上の売掛金（役務の提供による営業収益で未収のものを含む。）債権又は前渡金返還請求権を有していること。
 - II. 申請者が、当該申請の時点において当該再生手続開始申立等事業者に対して50万円未満の売掛金債権又は前渡金返還請求権しか有していないが、最近(注)6カ月ないしは12ヶ月の申請者の全取引規模のうち、当該再生手続開始申立等事業者との取引規模が20%以上であること。

(注) 申請月の前月もしくは前々月より遡り6ヶ月、ないし12ヶ月間とする。

【申請に必要な書類】

申請に必要な書類		部数	個人	法人
1	認定申請書	2	●	●
2	所得税確定申告書の写し(決算書等を含む)	1	●	
3	前期決算書の写し	1		●
4	商業登記簿謄本の写し(履歴事項全部証明書、インターネット登記情報提供サービスによる出力したものでも可) ※取得から3ヶ月以内のもの	1		●
5	当該再生手続開始申立等事業者に対して有しているすべての売掛金債権又は前渡金返還請求権の写し	1	●	●
6	最近6ヶ月間ないしは12ヶ月の取引（売上等）が確認できるもの（試算表・帳簿類等の写し）	1	●	●
7	委任状（代理申請を行う場合）	1	▲	▲

中小企業信用保険法第2条第5項第2号（セーフティネット保証2号）の規定による認定申請について

【対象要件】

- 1 申請する中小企業者が、法人事業者の場合は本店登記の所在地、個人事業者の場合は主たる事業所の所在地が久喜市であること。次の（イ）と（ロ）のいずれかに該当すること。

（ハ）については現在指定されていません。

- イ) 申請者が、法第2条第5項第2号の規定による経済産業大臣の指定を受けた事業活動の制限を行っている事業者（以下「指定事業者」という。）と直接取引を行っている場合において、申請者の総取引規模のうち、当該指定事業者との取引規模の割合（注1）が20%以上であるとともに、当該事業活動の制限を受けた後、原則として最近1か月間の売上高、販売数量（建設業にあつては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後の2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。
- ロ) 申請者が、指定事業者と間接的な取引の連鎖の関係にある場合において、申請者の総取引規模に占める当該事業者関連の取引規模の割合が20%以上であるとともに、当該事業活動の制限を受けた後、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後の2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。
- ハ) 申請者が、法第2条第5項第2号の規定により、経済産業大臣が指定する地域内において、1年間以上継続して事業を行っているとともに、当該事業活動の制限を受けた後、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後の2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

（注1）取引規模の割合については、原則として1年間で確認します。

【申請に必要な書類】

申請に必要な書類		部数	個人	法人
1	認定申請書	2	●	●
2	所得税確定申告書の写し(決算書等を含む)	1	●	
3	前期決算書の写し	1		●
4	商業登記簿謄本の写し(履歴事項全部証明書、インターネット登記情報提供サービスによる出力したものでも可) ※取得から3ヵ月以内のもの	1		●
5	当該事業者との取引規模の割合（20%以上）を確認できるもの（仕入書・帳簿類等の写し）	1	●	●
6	事業活動の制限を受けた後最近1ヵ月間の売上実績が確認できるもの（試算表・帳簿類等の写し）	1	●	●
7	6の期間に対応する前年同月及びその後2ヵ月間の売上高等が確認できるもの（試算表・帳簿類等の写し）	1	●	●
8	委任状（代理申請を行う場合）	1	▲	▲

中小企業信用保険法第2条第5項第3号（セーフティネット保証3号）の規定による認定申請について

【対象要件】 **現在、指定されている災害はありません。**

- 1 申請する中小企業者が、法人事業者の場合は原則として本店登記の所在地、個人事業者の場合は事業所の所在地が久喜市であること。
- 2 申請者が、法第2条第5項第3号の規定による経済産業大臣の指定を受けた地域において経済産業大臣の指定を受けた業種に属する事業を1年間以上継続して行っていること。
- 3 法第2条第5項第3号の規定による経済産業大臣の指定を受けた災害その他の突発的に生じた事由（以下「災害等」という。）の発生に起因して、その事業に係る当該災害等の影響を受けた後、原則として1ヵ月間の売上高又は販売数量（建設業にあつては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2ヵ月間を含む3ヵ月間の売上高が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

【申請に必要な書類】

申請に必要な書類		部数	個人	法人
1	認定申請書	2	●	●
2	所得税確定申告書の写し(決算書等を含む)	1	●	
3	前期決算書の写し	1		●
4	商業登記簿謄本の写し(履歴事項全部証明書、インターネット登記情報提供サービスによる出力したものでも可) ※取得から3ヵ月以内のもの	1		●
5	事業活動の制限を受けた後最近1ヵ月間の売上実績が確認できるもの(試算表・帳簿類等の写し)	1	●	●
6	5の期間に対応する前年同月及びその後2ヵ月間の売上高等が確認できるもの(試算表・帳簿類等の写し)	1	●	●
7	法人市民税又は事業税の納付書	1	●	●
8	指定を受けた地域に事業所等があることを客観的に確認できるもの(支店登記された商業登記簿謄本・り災証明書等)	1	●	●
9	委任状(代理申請を行う場合)	1	▲	▲

中小企業信用保険法第2条第5項第4号（セーフティネット保証4号）の規定による認定申請について

【対象要件】

- 1 申請する中小企業者が、法人事業者の場合は原則として本店登記の所在地、個人事業者の場合は事業所の所在地が久喜市であること。
- 2 申請者が、法第2条第5項第4号の規定による経済産業大臣の指定を受けた地域において1年間以上継続して事業を行っていること。
- 3 法第2条第5項第4号の規定による経済産業大臣の指定を受けた災害等の発生に起因して、その事業に係る当該災害等の影響を受けた後、原則として1ヵ月間の売上高又は販売数量（建設業にあつては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2ヵ月間を含む3ヵ月間の売上高が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

【申請に必要な書類】

申請に必要な書類		部数	個人	法人
1	認定申請書	1	●	●
2	所得税確定申告書の写し(決算書等を含む)	1	●	
3	商業登記簿謄本の写し(履歴事項全部証明書、インターネット登記情報提供サービスによる出力したものでも可) ※取得から3ヵ月以内のもの	1		●
4	事業活動の制限を受けた後最近1ヵ月間の売上実績が確認できるもの（試算表・帳簿類等の写し）	1	●	●
5	4の期間に対応する前年同月及びその後2ヵ月間の売上高等が確認できるもの（試算表・帳簿類等の写し）	1	●	●
6	売上高及び売上見込み明細表	1	●	●
7	委任状（代理申請を行う場合）	1	▲	▲

中小企業信用保険法第2条第5項第5号(イ)（セーフティネット保証5号ーイ）の規定による認定申請について（単一事業者及び兼業者イー①）

【対象要件】

- 1 申請する中小企業者が、法人事業者の場合は本店登記の所在地、個人事業者の場合は主たる事業所の所在地が久喜市であること。
- 2 申請者が、法第2条第5項第5号の規定による経済産業大臣の指定を受けた業種に属する事業（以下「指定業種」という）を行う中小企業者であること。
- 3 兼業者の場合、行っている事業がすべて指定業種に属する事業であることが確認できること。
- 4 最近3ヶ月間（注1）の売上高等（注2）が前年同期比で5%以上減少していること。
- 5 許認可等を必要とする業種については、その許認可等を取得していること。

（注1）申請日の前月もしくは前々月より溯り3ヶ月間とする。

（注2）売上高等とは、売上高のほか販売数量（建設業にあつては完成工事高又は受注残高）をいう。

【申請に必要な書類】

申請に必要な書類		部数	個人	法人
1	認定申請書	1	●	●
2	所得税確定申告書の写し(決算書等を含む)	1	●	
3	商業登記簿謄本の写し(履歴事項全部証明書、インターネット登記情報提供サービスによる出力したものでも可) ※取得から3ヵ月以内のもの	1		●
4	許認可等を必要とする業種の場合は、当該許認可証等の写し	1	●	●
5	最近3ヶ月間の月別の売上等が確認できるもの	1	●	●
6	5の期間に対応する前年同期間の月別の売上等が確認できるもの	1	●	●
7	委任状（代理申請を行う場合）	1	▲	▲

中小企業信用保険法第2条第5項第5号(イ)（セーフティネット保証5号ーイ）の規定による認定申請について（兼業者イー②）

【対象要件】

- 1 申請する中小企業者が、法人事業者の場合は本店登記の所在地、個人事業者の場合は主たる事業所の所在地が久喜市であること。
- 2 申請者が、法第2条第5項第5号の規定による経済産業大臣の指定を受けた業種に属する事業（以下「指定業種」という）を行う中小企業者であること。
- 3 主たる事業が指定業種に属する事業であることが確認できること。
- 4 最近3ヶ月間（注1）の売上高等（注2）が前年同期比で5%以上減少していること。
- 5 主たる事業の最近3ヶ月の売上高等が前年同期比で5%以上減少していること。
- 6 許認可等を必要とする業種については、その許認可等を取得していること。

（注1）申請日の前月もしくは前々月より溯り3ヶ月間とする。

（注2）売上高等とは、売上高のほか販売数量（建設業にあつては完成工事高又は受注残高）をいう。

【申請に必要な書類】

申請に必要な書類		部数	個人	法人
1	認定申請書	1	●	●
2	所得税確定申告書の写し(決算書等を含む)	1	●	
3	商業登記簿謄本の写し(履歴事項全部証明書、インターネット登記情報提供サービスによる出力したものでも可) ※取得から3ヵ月以内のもの	1		●
4	許認可等を必要とする業種の場合は、当該許認可証等の写し	1	●	●
5	最近3ヶ月間の月別の売上等が確認できるもの	1	●	●
6	5の期間に対応する前年同期間の月別の売上等が確認できるもの	1	●	●
7	委任状（代理申請を行う場合）	1	▲	▲

中小企業信用保険法第2条第5項第5号(イ)（セーフティネット保証5号ーイ）の規定による認定申請について（兼業者イー③）

【対象要件】

- 1 申請する中小企業者が、法人事業者の場合は本店登記の所在地、個人事業者の場合は主たる事業所の所在地が久喜市であること。
- 2 申請者が、法第2条第5項第5号の規定による経済産業大臣の指定を受けた業種に属する事業（以下「指定業種」という）を行う中小企業者であること。
- 3 最近3ヶ月間（注1）の売上高等（注2）が前年同期比で5%以上減少していること。
- 4 最近3ヶ月間の前年同期間の売上高等に対する、指定業種に属する事業の前年同期間の売上高等から最近3ヶ月間の売上高等を差し引いた減少額（注3）の割合が5%以上であること。
- 5 許認可等を必要とする業種については、その許認可等を取得していること。

（注1）申請日の前月もしくは前々月より溯り3ヶ月間とする。

（注2）売上高等とは、売上高のほか販売数量（建設業にあつては完成工事高又は受注残高）をいう。

（注3）指定業種が複数の事業にまたがる場合、売上高等の減少が確認できた事業の減少額のみでもよい。

【申請に必要な書類】

申請に必要な書類		部数	個人	法人
1	認定申請書	1	●	●
2	所得税確定申告書の写し(決算書等を含む)	1	●	
3	商業登記簿謄本の写し(履歴事項全部証明書、インターネット登記情報提供サービスによる出力したものでも可) ※取得から3ヵ月以内のもの	1		●
4	許認可等を必要とする業種の場合は、当該許認可証等の写し	1	●	●
5	最近3ヶ月間の月別の売上等が確認できるもの	1	●	●
6	5の期間に対応する前年同期間の月別の売上等が確認できるもの	1	●	●
7	委任状（代理申請を行う場合）	1	▲	▲

中小企業信用保険法第2条第5項第5号(ロ) (セーフティネット保証5号ーロ) の規定による認定申請について (単一事業者及び兼業者ロー①)

【対象要件】

- 1 申請する中小企業者が、法人事業者の場合は本店登記の所在地、個人事業者の場合は主たる事業所の所在地が久喜市であること。
- 2 申請者が、法第2条第5項第5号の規定による経済産業大臣の指定を受けた業種に属する事業 (以下「指定業種」という) を行う中小企業者であること。
- 3 兼業者の場合、行っている事業がすべて指定業種に属する事業であることが確認できること。
- 4 製品等 (注1) に係る売上原価のうち原油又は石油製品 (以下「原油等」という) の最近1ヶ月の平均仕入単価が前年同月比で20%以上上昇していること。
- 5 製品等 (注1) に係る売上原価に対する原油等の仕入価格の割合が20%以上であること。
- 6 最近3ヶ月間 (注2) の売上高等に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期間の売上高に占める原油等の仕入価格の割合を上回っていること。
- 7 許認可等を必要とする業種については、その許認可等を取得していること。

(注1) 製品の製造若しくは加工又は役務の提供をいう。

(注2) 申請日の前月もしくは前々月より溯り3ヶ月間とする。

【申請に必要な書類】

申請に必要な書類		部数	個人	法人
1	認定申請書	1	●	●
2	所得税確定申告書の写し(決算書等を含む)	1	●	
3	商業登記簿謄本の写し(履歴事項全部証明書、インターネット登記情報提供サービスによる出力したものでも可) ※取得から3ヵ月以内のもの	1		●
4	許認可等を必要とする業種の場合は、当該許認可証等の写し	1	●	●
5	最近1ヵ月間の平均仕入単価が確認できるもの (仕入伝票、帳簿類等の写し)	1	●	●
6	5の期間に対応する前年同月の平均仕入単価が確認できるもの (仕入伝票、帳簿類等の写し)	1	●	●
7	最近3ヵ月間の月別の売上・売上原価・原油等の仕入価格が確認できるもの(仕入伝票、帳簿類等の写し)	1	●	●
8	7の期間に対する前年同期の月別の売上・売上原価・原油等の仕入価格が確認できるもの(仕入伝票、帳簿類等の写し)	1	●	●
9	事業内容確認書(複数の事業を行っている場合のみ)	1	●	●
10	委任状 (代理申請を行う場合)	1	▲	▲

※仕入伝票・帳簿類等の写しについては実印を押捺していただきます。

中小企業信用保険法第2条第5項第5号(ロ) (セーフティネット保証5号ーロ) の規定による認定申請について (兼業者ロー②)

【対象要件】

- 1 申請する中小企業者が、法人事業者の場合は本店登記の所在地、個人事業者の場合は主たる事業所の所在地が久喜市であること。
- 2 申請者が、法第2条第5項第5号の規定による経済産業大臣の指定を受けた業種に属する事業 (以下「指定業種」という) を行う中小企業者であること。
- 3 主たる事業が指定業種に属する事業であることが確認できること。
- 4 製品等 (注1) に係る売上原価のうち原油又は石油製品 (以下「原油等」という) の最近1ヶ月の平均仕入単価が、主たる業種及び企業全体それぞれについて、前年同月比で20%以上上昇していること。
- 5 製品等 (注1) に係る売上原価に対する原油等の仕入価格の割合が、主たる業種及び企業全体それぞれについて20%以上であること。
- 6 最近3ヶ月間 (注2) の売上高等に占める原油等の仕入価格の割合が、主たる業種及び企業全体それぞれについて、前年同期間の売上高に占める原油等の仕入価格の割合を上回っていること。
- 7 許認可等を必要とする業種については、その許認可等を取得していること。

(注1) 製品の製造若しくは加工又は役務の提供をいう。

(注2) 申請日の前月もしくは前々月より溯り3ヶ月間とする。

【申請に必要な書類】

申請に必要な書類		部数	個人	法人
1	認定申請書	1	●	●
2	所得税確定申告書の写し(決算書等を含む)	1	●	
3	商業登記簿謄本の写し(履歴事項全部証明書、インターネット登記情報提供サービスによる出力したものでも可) ※取得から3ヵ月以内のもの	1		●
4	許認可等を必要とする業種の場合は、当該許認可証等の写し	1	●	●
5	最近1ヵ月間の平均仕入単価が確認できるもの (仕入伝票、帳簿類等の写し)	1	●	●
6	5の期間に対応する前年同月の平均仕入単価が確認できるもの (仕入伝票、帳簿類等の写し)	1	●	●
7	最近3ヵ月間の月別の売上・売上原価・原油等の仕入価格が確認できるもの(仕入伝票、帳簿類等の写し)	1	●	●
8	7の期間に対する前年同期の月別の売上・売上原価・原油等の仕入価格が確認できるもの(仕入伝票、帳簿類等の写し)	1	●	●
9	事業内容確認書(複数の事業を行っている場合のみ)	1	●	●
10	委任状 (代理申請を行う場合)	1	▲	▲

※仕入伝票・帳簿類等の写しについては実印を押捺していただきます。

中小企業信用保険法第2条第5項第5号(ロ) (セーフティネット保証5号ーロ) の規定による認定申請について (兼業者ロー③)

【対象要件】

- 1 申請する中小企業者が、法人事業者の場合は本店登記の所在地、個人事業者の場合は主たる事業所の所在地が久喜市であること。
- 2 申請者が、法第2条第5項第5号の規定による経済産業大臣の指定を受けた業種に属する事業 (以下「指定業種」という) を行う中小企業者であること。
- 3 指定業種に属する事業の製品等 (注1) に係る売上原価のうち原油又は石油製品 (以下「原油等」という) の最近1ヶ月の平均仕入単価が、前年同月比で20%以上上昇していること。
- 4 企業全体の売上原価のうち、指定業種に属する事業の原油等の仕入価格の割合が20%以上であること。
- 5 指定業種の最近3ヶ月間 (注2) の売上高等に占める原油等の仕入価格の割合が、指定業種の前年同期間の売上高等に占める原油等の仕入価格の割合を上回っていること。
- 6 企業全体の最近3ヶ月間 (注2) の売上高に占める指定業種の原油等の仕入価格の割合が、企業全体の前年同期間の売上高等に占める指定業種の原油等の仕入価格の割合を上回っていること。
- 7 許認可等を必要とする業種については、その許認可等を取得していること。

(注1) 製品の製造若しくは加工又は役務の提供をいう。

(注2) 申請日の前月もしくは前々月より溯り3ヶ月間とする。

【申請に必要な書類】

申請に必要な書類		部数	個人	法人
1	認定申請書	1	●	●
2	所得税確定申告書の写し(決算書等を含む)	1	●	
3	商業登記簿謄本の写し(履歴事項全部証明書、インターネット登記情報提供サービスによる出力したものでも可) ※取得から3ヵ月以内のもの	1		●
4	許認可等を必要とする業種の場合は、当該許認可証等の写し	1	●	●
5	最近1ヵ月間の平均仕入単価が確認できるもの (仕入伝票、帳簿類等の写し)	1	●	●
6	5の期間に対応する前年同月の平均仕入単価が確認できるもの (仕入伝票、帳簿類等の写し)	1	●	●
7	最近3ヵ月間の月別の売上・売上原価・原油等の仕入価格が確認できるもの(仕入伝票、帳簿類等の写し)	1	●	●
8	7の期間に対する前年同期の月別の売上・売上原価・原油等の仕入価格が確認できるもの(仕入伝票、帳簿類等の写し)	1	●	●
9	事業内容確認書(複数の事業を行っている場合のみ)	1	●	●
10	委任状 (代理申請を行う場合)	1	▲	▲

※仕入伝票・帳簿類等の写しについては実印を押捺していただきます。

中小企業信用保険法第2条第5項第6号（セーフティネット保証6号）の規定による認定申請について

【対象要件】

- 1 申請する中小企業者が、法人事業者の場合は本店登記の所在地、個人事業者の場合は主たる事業所の所在地が久喜市であること。
- 2 申請者が、法第2条第5項第6号の規定による破綻金融機関等と（注）金融取引を行っており、適正かつ健全に事業を営んでいるにもかかわらず、金融取引に支障を来しているもので、金融取引の正常化を図るため、破綻金融機関等からの借入金の返済を含めた資金調達が必要となっているもの。
- 3 申請日以前1年以内の破綻金融機関等との金融取引があり、且つ、当該取引内容が証明できること。

（注）手形割引、支払承諾、当座貸越を含む。

【申請に必要な書類】

申請に必要な書類		部数	個人	法人
1	認定申請書	2	●	●
2	所得税確定申告書の写し(決算書等を含む)	1	●	
3	前期決算書の写し	1		●
4	商業登記簿謄本の写し(履歴事項全部証明書、インターネット登記情報提供サービスによる出力したものでも可) ※取得から3ヵ月以内のもの	1		●
5	申請日以前1年以内の破綻金融機関等との金融取引内容を確 認できるもの。残高証明書・借入償還表の写（金融機関印が必 要）・貸出元帳の写（金融機関印が必要）等	1	●	●
6	委任状（代理申請を行う場合）	1	▲	▲

中小企業信用保険法第2条第5項第7号（セーフティネット保証7号）の規定による認定申請について

【対象要件】

- 1 申請する中小企業者が、法人事業者の場合は本店登記の所在地、個人事業者の場合は主たる事業所の所在地が久喜市であること。
- 2 申請者が、法第2条第5項第7号の規定による経済産業大臣の指定を受けた金融取引の調整を行っている金融機関（以下「指定金融機関」）と金融取引を行っており、指定金融機関からの借入金残高が（注1）金融機関からの総借入金残高に占める割合が10%以上であること。
- 3 申請者の指定金融機関からの直近の借入金残高が前年同期に比して10%以上減少していること。
- 4 申請者の金融機関からの直近の総借入金残高が前年同期比で減少していること。

（注1）金融機関には保険会社、日本政策金融公庫を含める。中小企業事業団、倒産防止共済は除く。

※ 借入残高には手形割引を除く。

【申請に必要な書類】

申請に必要な書類		部数	個人	法人
1	認定申請書	2	●	●
2	所得税確定申告書の写し(決算書等を含む)	1	●	
3	前期決算書の写し	1		●
4	商業登記簿謄本の写し(履歴事項全部証明書、インターネット登記情報提供サービスによる出力したものでも可) ※取得から3ヵ月以内のもの	1		●
5	直近の全金融機関からの残高証明書	1	●	●
6	前年同期の全金融機関からの残高証明書	1	●	●
7	委任状（代理申請を行う場合）	1	▲	▲

（注2）諸般の事情により、全金融機関から残高証明書が取れない場合は、関係書類帳簿等（通帳簿）により確認できる場合もありますのでご相談ください。ただし、金融機関の捺しきりが必要となる場合もあります。

中小企業信用保険法第2条第5項第8号（セーフティネット保証8号）の規定による認定申請について

【対象要件】 **現在、指定されている案件はありません。**

- 1 申請する中小企業者が、法人事業者の場合は本店登記の所在地、個人事業者の場合は主たる事業所の所在地が久喜市であること。
- 2 申請者が、株式会社整理回収機構（東京都中野区本町2丁目46番1号）又は株式会社産業再生機構に当該申請者に対する貸付債権が譲渡（信託を含む。）されたことを確認できる書類（金融機関から送付された債権譲渡通知書等）を有していること。
- 3 申請者の金融機関からの直近の総借入金残高が前年同期比で減少していること。
- 4 申請者が、事業再生の目標、今後の経営合理化に向けた具体策、債務の返済計画等を規定した事業計画を作成し、その実行に努めていること。
- 5 申請者が、株式会社整理回収機構に対する債務の返済条件の変更を受けていること又は株式会社産業再生機構法（平成15年法律第27号）第22条3項に規定する支援決定を受けていること。

【申請に必要な書類】

申請に必要な書類		部数	個人	法人
1	認定申請書	2	●	●
2	所得税確定申告書の写し(決算書等を含む)	1	●	
3	前期決算書の写し	1		●
4	商業登記簿謄本の写し(履歴事項全部証明書、インターネット登記情報提供サービスによる出力したものでも可) ※取得から3ヵ月以内のもの	1		●
5	貸付債権が譲渡されたことを確認できる書類 (債権譲渡通知書等の写し)	1	●	●
6	直近及び前年同期の総借入金残高が確認できるもの。残高証明書・借入償還表の写(金融機関印が必要)・貸出元帳の写(金融機関印が必要)等	1	●	●
7	事業計画書(様式自由)	1	●	●
8	委任状(代理申請を行う場合)	1	▲	▲
9	返信用封筒(郵送による認定書の送付をご希望の場合)	1	▲	▲

中小企業信用保険法第2条第6項（危機関連保証制度）の規定による認定申請について

【対象要件】

- 1 申請する中小企業者が、法人事業者の場合は原則として本店登記の所在地、個人事業者の場合は事業所の所在地が久喜市であること。
- 2 金融取引に支障を来しており、金融取引の正常化を図るために資金調達を必要としていること。
- 3 法第2条第6項の規定による経済産業大臣が指定した認定案件に起因して、原則として、最近1ヵ月間の売上高等が前年同月比で15%以上減少しており、かつ、その後2ヵ月間を含む3ヵ月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれること。

【申請に必要な書類】

申請に必要な書類		部数	個人	法人
1	認定申請書	1	●	●
2	所得税確定申告書の写し(決算書等を含む)	1	●	
3	商業登記簿謄本の写し(履歴事項全部証明書、インターネット登記情報提供サービスによる出力したものでも可) ※取得から3ヵ月以内のもの	1		●
4	事業活動の制限を受けた後最近1ヵ月間の売上実績が確認できるもの（試算表・帳簿類等の写し）	1	●	●
5	4の期間に対応する前年同月及びその後2ヵ月間の売上高等が確認できるもの（試算表・帳簿類等の写し）	1	●	●
6	売上高及び売上見込み明細表	1	●	●
7	委任状（代理申請を行う場合）	1	▲	▲